

退職給付会計における数理計算上の 差異の償却に関する会計方針選択行動

野 坂 和 夫

第1章 数理計算上の差異の償却に関する会計方針選択行動に対する問題意識

日本で最初に導入された退職給付会計基準の最終改正である日本公認会計士協会（2005a）によると、数理計算上の差異の償却年数は、上限が平均残存勤務期間という一定の条件が付されているだけであり、その条件内であれば経営者が自由裁量のもとで選択できる。つまり、会計基準がその償却年数の選択に対して上限年数を規定しただけで、それ以外の一定の指針を規定している会計方針でもないため、数理計算上の差異の償却年数の選択は、裁量の介入の余地が大きい会計方針といえることができる。ただし、数理計算上の差異の償却額は、会計基準変更時差異の償却額とは異なり、常に退職給付費用の一部として営業損益に計上されるため、報告利益の細区分の管理は不可能である。

また、数理計算上の差異の発生原因は、基礎率(数理計算上の仮定)と実際発生事象の相違、もしくは、基礎率の変更であるため、その発生金額は事前には予測が不可能である。そして、基礎率と実際発生事象は完全には一致することはないため、数理計算上の差異は原則として、毎期発生する。このため、数理計算上の差異の償却年数は、発生事実は確実であるが、その将来の発生金額が不確実であるという状況下で、退職給付会計基準の適用初年度に選択しなければならない。さらに、公認会計士協会（2002）および公認会計士協会（2006）によって^①、正当な理由のない限り償却年数の変更が認められていないため、適用初年度における数理計算上の差異の償却年数の選択は、次期以降にまでその影響の及ぶ非常に重要な会計方針である。

以上から、本論文では、数理計算上の差異の償却に関する会計方針選択行動を裁量的選択行動として位置付けた上で、まず、第3章で分析対象企業（サンプル企業）を特定し、第4章でサンプル企業が選択した償却年数の実態を示す。次に、第5章で詳しく考察するが、日本企業の償却年数の選択行動の実態を踏まえて、過去の実証的研究と実務事例、および、経験的考察に基づき、横並び選択行動の可能性を説明する。そして、第6章で詳しく考察するが、会計理論のレビューおよび経験的考察に基づき、会計理論の遵守行動の可能性を説明する。

さらに、第7章以下で日本企業による数理計算上の差異の償却年数の選択行動を、報告利益の管理行動および貸借対照表アプローチの視点から分析する。具体的には、報告利益の管理行動および貸借対照表アプローチの様々な視点から分析することをもって、当該視点では説明できない部分については、横並び選択行動および会計理論の遵守行動の存在の可能性を示唆することを目的とする。

^① 数理計算上の差異の償却年数に関して、正当な理由のない限りその変更が認められない旨の規定は、会計基準や実務指針等には明記がなく、審理情報およびニュースに明記されていた。

第2章 先行研究のレビュー

数理計算上の差異の償却に関する先行研究は、著者の知る限り、存在しない。主要外国においては、SFAS87 (Financial Accounting Standards Board 1985) や IAS19 (Rev.) (International Accounting Standards Board 2011) に規定された回廊アプローチ (Corridor Approach)⁽²⁾ という方法で数理計算上の差異を償却するので、そもそも、数理計算上の差異の償却年数の選択という会計方針は存在しない。ただし、IAS19 (Rev.) では、回廊アプローチ、一括償却、または、その他の包括利益における即時認識の選択ができる。Morais (2008) および Cole *et al.* (2011) は、欧州企業を対象として、この3つの会計方針の選択の決定要因を確認した。

なお、乙政・音川 (2004) は、研究開発投資の多い企業は、未認識退職給付債務残高が多いことを確認した。ただし、その未認識退職給付債務に数理計算上の差異が占める割合、および、その選択された償却年数には言及していない。

第7章では、先行研究との整合性を考慮した償却年数選択のインセンティブ傾向を追加検証しているが、最初の先行研究として、奥村 (2005)、大日方 (1999) および Obinata (2000) を採用した。奥村 (2005) は、証券取引所に上場している日本企業を対象とし、未積立退職給付債務が多いほど、負債比率が高いほど、および、規模が大きいほど (代理変数: 売上高)、企業は高い割引率を選択するという、割引率選択のインセンティブ傾向を重回帰分析によって確認した。大日方 (1999) および Obinata (2000) は、米国企業、および、連結財務諸表を SEC 基準で作成している日本企業の割引率選択傾向を時系列に概観した上で、会計基準により規範とすべき指標の下落幅ほど、当該企業の割引率の低減幅は小さいという傾向を示した。そして、SEC 基準採用の日本企業24社の割引率選択のインセンティブ傾向を重回帰分析によって実証したが、国債の利回りが低いほど、レバレッジ比率 (負債比率) が低いほど、および、ROE (Return on Equity) が高いほど、企業は低い割引率を選択する傾向にあることを確認した。なお、国債の利回りは割引率選択の指標であるため、国債の利回りが低いほど、低い割引率を選択していることは、いわば、会計基準が遵守されていることを確認したことになる。

第3章 分析対象とするサンプル企業の特定

以下のデータは、日本経済新聞社による情報提供サービスである NEEDS-Financial QUEST から入手したものである。なお、損益計算書上の報告利益の細区分の問題から、銀行・証券・保険を除く一般事業会社を分析対象のサンプル企業とする。

日本基準における数理計算上の差異の償却に関する会計方針選択行動を分析対象としていることから SEC (U.S. Securities and Exchange Commission) 基準適用企業を除外し、連結対象企業間で選択している償却年数が異なっている場合 (償却年数に幅あり) を除外した。また、非常に少ないケースであるが利益となる数理計算上の差異が発生している企業を除外した。年金資産の運用状況が悪い時期にあっても、利益となる数理計算上の差異が発生している企業も存在する。その企業数 (サンプル数) が僅少であることから、本論文の分析は、損失となる数理

⁽²⁾ 回廊アプローチとは、期末時点での未認識数理計算上の差異が、退職給付債務と年金資産のいずれか大きい方の10%を超えた場合には、当該超過額を平均残存勤務期間で除した金額を、次期に償却するという方法である。

計算上の差異が生じている企業を対象とする。そして、適用初年度に生じた数理計算上の差異は一括認識（償却年数1年）を採用している企業以外は適用2年目から償却を開始するべきなのに適用初年度から償却を開始している会計基準不遵守企業⁽³⁾、および、適用初年度において数理計算上の差異が生じていない企業（期首 PBO（Projected Benefit Obligation）および期首年金資産から転がし計算⁽⁴⁾を行って、それぞれ期末 PBO および期末年金資産を求めている企業と考えられる）を除外した。

なお、本論文では、サンプル企業を退職給付会計の適用初年度、適用2年目、適用3年目および適用4年目に区分して、その選択行動を分析する。これらの各適用年度は、決算日がそれぞれ2001年3月31日～2002年3月30日、2002年3月31日～2003年3月30日、2003年3月31日～2004年3月30日、および、2004年3月31日～2005年3月30日の決算日を指す。

【図表1：サンプル企業】

(単位：社)

	適用初年度
データ収録企業数	1,678
除外	
SEC 基準適用企業	7
償却年数に幅あり	180
利益となる数理計算上の差異発生	41
会計基準不遵守企業	174
適用初年度において数理計算上の差異が生じていない	21
分析対象企業数	1,245

以上から、本論文ではサンプル数1,245社を対象として、数理計算上の差異の償却年数に関する会計方針選択行動の分析を行うことにする。

第4章 サンプル企業の数理計算上の差異の償却年数の選択実態

本章では、数理計算上の差異の償却年数の選択行動を分析する前提として、以下の【図表2】に、サンプル企業の償却年数の選択実態を示す。

⁽³⁾ 退職給付債務は原則として期末日時点で計算され、その時点で数理計算上の差異が発生することになる。このため、一括認識（償却年数1年）を採用している企業以外は、次年度から償却が開始されることになる。

⁽⁴⁾ 転がし計算とは、期中のある一時点の退職給付債務（PBO）および（もしくは）年金資産から、基礎率等を適用して、期末の金額を予測計算する方法である。日本基準では、1年間の転がし計算が認められている。

【図表 2：数理計算上の差異の償却年数の選択実態】

償却年数	企業数	全体に占める割合	
1	58	4.66%	5年以内企業数 合計:307(24.66%)
2	0		
3	17		
4	4		
5	228	18.31%	
6	6		10年以内企業数 合計:883(70.92%)
7	20		
8	11		
9	7		
10	532	42.73%	
11	20		15年以内企業数 合計:1,205(96.79%)
12	46		
13	35		
14	51		
15	170	13.65%	
15.6	1		
16	17		
17	12		
17.5	1		
18	4		
19	2		
19.4	1		
20	2		
合計	1,245	100%	

労務行政研究所（2005：48-50）に示されている調査結果より、ほとんどの企業の平均残存勤務期間は、約10年～約20年程度の間に着いている。したがって、ほとんどの企業が、会計基準上、約10年～約20年程度の平均残存勤務期間内の償却年数によって数理計算上の差異を償却しなければならないことを考えると、サンプル企業は会計基準を遵守して償却年数を決定していると考えられることができる。

ただし、償却年数の上限が約10年～約20年程度の幅を持っていることを考えれば、サンプル企業全体の約71%を占める883社の償却年数が10年以内であり、さらに、サンプル企業全体の約97%を占める1,205社の償却年数が15年以内である選択実態からは、早期償却の意向を持っている企業が、全体の多くを占めているということである。

平均残存勤務期間よりも短い償却年数を選択している企業を早期償却企業と定義するならば、早期償却企業はサンプル全体の大部分を占めることになる。このような日本企業の数理計算上の差異の償却年数選択行動を、横並び選択行動と定義する。

また、数理計算上の差異が過年度損益修正項目の場合には、一括償却（ないしは早期償却）することが会計理論を遵守した会計方針選択行動と考えられる。このような日本企業の数理計算上の差異の償却年数選択行動を、会計理論の遵守行動と定義する。

以上から、本章の分析の出発点として、横並び選択行動および会計理論の遵守行動と定義した日本企業の数理計算上の差異の償却年数選択行動の可能性を、その因果関係を含むメカニズムを考察した上で説明する。

第5章 横並び選択行動

本章では、過去の実証的研究と実務事例、および、経験的考察に基づき、数理計算上の差異の償却年数選択の横並び選択行動の可能性を説明する。

まず、そもそも、日本企業の企業行動が、一般的に横並び傾向にあるといわれている。これは、近年の実証研究の結果によっても、担保されていることである (Kin and Nofsinger 2005)。

次に、海外においては、証券アナリストの評価が、一般的に横並び傾向にあることが報告され、また、実証研究の結果によっても担保されている (Clement and Tse 2005, Welch 2000)。そして、経験的考察の結果であるが、日本の証券アナリストは、退職給付会計の数理計算上の差異の償却に関する評価について、他社動向との比較を重要視していると考えられる。会計基準上は償却年数の選択について絶対的な規範尺度が存在しないことから、非常に裁量性の大きな会計方針の選択である。このため、他社動向との比較において経営者の選択する償却年数を評価する方が優先的になり、つまりは、証券アナリストの判断は横並び傾向にあると考えられる。さらに、公認会計士は会計基準が許容されている範囲内の償却年数が選択されていれば適正と判断するのに対して、証券アナリストはその適正性ではなく相対性を吟味して評価することから、横並び選択行動に対してより大きな影響を与えようと考えられる。

そして、経験的考察であるが、導入後間もない会計基準に対して、公認会計士の判断は横並び傾向にある。具体的に、絶対的な規範的水準のない会計方針の選択に関しては、監査を実施する過程で様々な情報を入手する結果、他社比較（もしくは、業界最大手比較）に依拠した形で、当該会計方針採用の是非を判断することが、広く採用されている監査実務と考えられる。（ただし、経営者は会計基準が許容している範囲内で償却年数を選択すれば会計監査上は特に問題はないため、野坂（2006、2008）で考察したように相対的な絶対値が重要である割引率および期待運用収益率とは異なり、公認会計士の横並び行動の影響は薄れることになるであろう。）

以上から、これらのような外部監視効果の影響を受ける経営者による数理計算上の差異の償却年数の選択も、その結果として、横並び傾向になると考えられる。

さらに、野坂(2006)によると、退職給付会計の割引率の選択行動において、適用初年度は、より強い横並び選択行動が観察された。最も考えられる点としては、適用初年度であることから手探り状態のなかで、むしろ横並び選択行動に陥るのではないかとということである。具体的には、複数の企業が割引率の選択に関して同じ理由付けを行い、相対的に高い割引率を選択した事例が観察されている (泉本2000)。また、経験的考察の結果であるが、会計方針選択に関する業界各社間でのネットワークが存在する可能性があるということである。また、会計基準変更時差異の償却年数と同様、数理計算上の差異の償却をはじめ、会計方針の選択に関して話し合うため、各社の経理担当者が会合を開くことは実務上存在する。ならば、何も拠り所のないタイミングでは、他社動向が唯一の拠り所となるのではないかと、つまり、適用初年度においては、横並び選択行動がより強い影響を持つのではないかと考えられる。

最後に、数理計算上の差異の償却年数は適用初年度に選択しなければならず、また、その償却年数の変更は、原則として、認められない (日本公認会計士協会2002⁽⁵⁾、公認会計士協会2006⁽⁶⁾)。このため、経営者は、将来の報告利益の金額が不確定であるにもかかわらず、適用初年度に償却年数を選択する意思決定を行わなければならない。(適用初年度において、適用

2年目以降の、適用初年度に発生した数理計算上の差異の償却額を決定しなければならない。また、適用2年目以降に発生する数理計算上の差異の金額は不確定であるため、発生年度以降の当該償却額（＝適用2年目以降に発生する数理計算上の差異／適用初年度において選択した償却年数）も不確定である。）つまり、報告利益の管理行動を行おうとしても、それは適用初年度にとどまり、適用2年目以降はその効果が発揮することは不確定であるため、報告利益の管理行動に関するインセンティブは低いのではないかと考えられる。また、前述したように、数理計算上の差異は、原則として毎期発生するものであるため、会計基準変更時差異と比較しても、その不確定性が非常に高いのである。

以上から、このような将来の不確定性の中での意思決定は、他社動向への依存度が高くなると考えられ、結果として、横並び選択行動となるのではないかと考えられる。

第6章 会計理論の遵守行動

本章では、会計理論のレビューおよび経験的考察に基づき、数理計算上の差異の償却年数選択の会計理論の遵守行動の可能性を説明する。

まず、数理計算上の差異は、様々な要因によって発生するが、それが過去の見積り誤りに起因する場合には、その性質は過年度損益修正項目であると考えられる。この場合は、一括して特別費用として計上するのが最も望ましいと考えられ、また、（数理計算上の差異を複数年にわたって償却することによって、損益の変動額が抑えられるという意味での）期間損益の平準化を考慮したとしても、できる限り早期償却が望ましいと考えられる。ならば、多数の日本企業が一括償却もしくは早期償却を選択したということは、日本企業が会計理論の遵守行動に従っていると考えられる。

次に、米国でも行われているように（Palepu et al. 2000；斉藤監訳2001：55、Mark and Lundholm 1993）、日本でも企業の企業内容開示制度に対する取り組み姿勢の評価を行っている（松島2004）。そして、経験的考察の結果であるが、日本の証券アナリストは、退職給付会計において、会計数値に重要な影響を与えるという意味で、数理計算上の差異の償却年数は、重要な会計方針として証券アナリストにより注目された会計方針と考えられる。また、ほとんどの他の会計方針（基礎率）は年金数理計算の中でのブラックボックスであるのに対して、数理計算上の差異の償却年数は、有価証券報告書に開示されているため、証券アナリストの評価の対象となり得る。さらに、公認会計士は会計基準が許容されている範囲内の償却年数が経営者により選択されていれば適正と判断するのに対して、証券アナリストは、より厳しい目を向けることになるであろう。

そして、経験的考察であるが、前述した証券アナリストの場合と同様、公認会計士にとっても、数理計算上の差異の償却年数は、評価および注目の対象となった重要な会計方針である。

以上から、これらのような外部監視効果を受ける経営者の数理計算上の差異の償却年数は、その結果として、会計理論の遵守行動になると考えられる。

⁵⁾ 償却年数の変更が認められる正当な理由の例として、平均残存勤務期間の延長または短縮が挙げられているが、原則として、償却年数の変更は認められてないと解釈することができる。

⁶⁾ 公認会計士協会（2002）と同様の趣旨であるが、償却年数の変更は原則認められない旨をより強調している。

最後に、第5章で述べたように、報告利益の管理行動のインセンティブが低い将来の不確実性の中での意思決定として、数理計算上の差異の償却年数を選択しなければならない。また、数理計算上の差異は、会計基準変更時差異と比較しても、その不確実性が非常に高いのである。このような環境下では、前述したように他社動向への依存度が高くなるだけではなく、報告利益に与える影響を考慮して、企業は以下の2つの両極の意思決定を行うと考えられる。

意思決定①：将来の報告利益および将来の数理計算上の差異の発生額が不確実であるため、当期において数理計算上の差異の一括償却（もしくは、早期償却）を行い、次期以降における影響を（なるべく）排除する。

意思決定②：将来の報告利益および将来の数理計算上の差異の発生額が不確実であるため、数理計算上の差異をできる限り長い年数で償却し、政策的に期間損益の平準化を図る。

第4章で示したように、ほとんどの企業は意思決定①を行っているため、将来の不確実性の中では、（次期以降の影響回避という意図があったとしても）結果的に、会計理論を遵守する傾向にあったと考えられる。当然のことではあるが、会計方針を選択する上で最も尊重されるべきは、会計理論なのである。

第7章 先行研究との整合性を考慮した償却年数選択のインセンティブ傾向の検証

本章では、先行研究との整合性を分析する。前述したように、奥村（2005）は、日本基準における日本企業の割引率選択のインセンティブを分析対象とした最初の先行研究である。以下のように、重回帰分析により割引率選択傾向を実証し、結論を得たのである。

従属変数：割引率に含まれる裁量部分

（＝企業の選択した割引率－サンプル企業全体の割引率の中央値）

独立変数：

X_1 ：未認識退職給付債務／期首総資産

X_2 ：負債比率（＝総負債／総資産）

X_3 ：企業規模（＝売上高の自然対数）

（結論） X_1 、 X_2 または X_3 が高い企業ほど、より高い割引率を選択する。

換言すると、 X_1 、 X_2 または X_3 が高い企業ほど、退職給付債務ないしは退職給付費用を低く算定したいというインセンティブを有していることが示されている。ならば、数理計算上の差異の償却年数の選択の場合も、 X_1 、 X_2 または X_3 が高い企業ほど、より長い償却年数を選択するという、先行研究と整合性が観察されるのか否かが問題となる。

また、前述したように、大日方（1999）およびObinata（2000）は、SEC基準を採用している日本企業の割引率選択のインセンティブを分析対象とした最初の先行研究である。以下のように、重回帰分析により割引率選択傾向を実証し、結論を得たのである。

従属変数：割引率

独立変数：

X_2 ：負債比率（＝総負債／総資産）

X_4 ：ROE

X_5 ：国債の利回り

（結論） X_2 が高い企業ほど、または、 X_4 が低い企業ほど、より高い割引率を選択する。また、 X_5 が高いほど、企業はより高い割引率を選択する。

換言すると、 X_2 が高い企業ほど、または、 X_4 が低い企業ほど、退職給付債務ないしは退職給付費用を低く算定したいというインセンティブを有していることが示されている。ならば、数理計算上の差異の償却年数の選択の場合も、 X_2 が高い企業ほど、または、 X_4 が低い企業ほど、より長い償却年数を選択するという、先行研究と整合性が観察されるのか否かが問題となる。なお、 X_3 に関する分析は、会計基準が遵守されていることを確認したことになる。

つまり、適用初年度において、 X_1 、 X_2 または X_3 が高い企業ほど、また、 X_4 が低い企業ほど、より長い償却年数を選択する傾向が高ければ、本論文での仮説の採択の疑義が残ることになる。すなわち、横並び選択行動、水準適正化選択行動および会計理論の遵守行動ではなく、 X_1 、 X_2 、 X_3 または X_4 の水準によって償却年数の選択が影響を受けている可能性もあるからである。

第1節 リサーチ・デザインおよび実証分析

以上から、以下のモデルを推定することによって、当該命題を検証する。

数理計算上の差異の償却年数の変更は原則認められないため、適用初年度に選択した償却年数を次年度以降も継続して採用しなければならない。したがって、数理計算上の差異の償却年数は適用初年度に選択することになるため、インセンティブの分析期間は、適用初年度のみである。

$$\text{償却年数}_{i,1} = \beta_0 + \beta_{1,1}X_{1,1} + \beta_{2,1}X_{2,1} + \beta_{3,1}X_{3,1} + \beta_{4,1}X_{4,1} + \varepsilon_{i,1} \quad \text{【式1】}$$

添え字： $i, 1$ は、 i 企業で適用初年度（第1期）だということを示している。また、 ε ：誤差節である。

サンプル企業は、【図表1】における分析対象企業の1,245社である。

本章のリサーチ・デザインでは、多重共線性の存在が問題となるので、まず、各独立変数間の相関係数を求める。

【図表3：相関係数（適用初年度）】

相関係数	$X_{1,1}$	$X_{2,1}$	$X_{3,1}$	$X_{4,1}$
$X_{1,1}$	1			
$X_{2,1}$	0.0244	1		
$X_{3,1}$	0.1538	0.2213	1	
$X_{4,1}$	0.1339	0.2060	0.1441	1

したがって、多重共線性が問題になるような高い相関はみられないため、本章のリサーチ・デザインにより、実証分析を行う。

【図表 4：多重回帰分析結果（適用初年度）】

	$\beta_{1,1}$	$\beta_{2,1}$	$\beta_{3,1}$	$\beta_{4,1}$
期待符号	+	+	+	+
係数	67.7004	1.9359	0.3149	9.601
T 値(p 値)	9.5453 (0.0000(>0)) ***	3.6381 (0.0000(>0)) ***	3.4517 (0.0000(>0)) ***	3.1045 (0.0000(>0)) ***
自由度調整済み決定係数(Adjusted R-Squared): 0.0981				

自由度調整済み決定係数が低い。

$\beta_{1,1}$ ：1%水準で有意である。

$\beta_{2,1}$ ：1%水準で有意である。

$\beta_{3,1}$ ：1%水準で有意である。

$\beta_{4,1}$ ：1%水準で有意である。

以上の結果から、自由度調整済み決定係数が低く、推定モデルの説明力に乏しいため、たとえば、モデル推定式の係数 ($\beta_{1,1} \sim \beta_{4,1}$) が1%以内の水準で有意であるとしても、先行研究との整合性は確認されないと考えられる。つまり、全ての係数は、符号が正であり仮説と整合しており、また、1%水準で有意であるという検定結果が得られたが、前述したように、この検定の帰無仮説が「相関係数は0である。」ということを考えてみると、有意であるという結果が得られやすい検定である。したがって、数理計算上の差異の償却年数の選択は、先行研究との整合性が観察されないと考えられる。

また、会計基準変更時差異の償却年数の分析結果（野坂2015）では、自由度調整済み決定係数の水準が高くないとはいえ、 $X_{3,1}$ および $X_{4,1}$ とは非常に強い有意性で逆相関が観察されたため、その償却年数の選択において報告利益の管理行動が採られている可能性があるものと示唆された。しかし、数理計算上の差異の償却年数の分析においては、このような報告利益の管理行動を示唆する結果が得られなかった。このように野坂（2015）と分析結果が異なるのは、第5章で分析したように、数理計算上の差異の償却年数の選択は、将来の非常に高い不確実性のもとで行わなければならないことに起因すると考えられる。

第8章 報告利益の管理行動の視点からの実証分析

本章では、数理計算上の差異の償却年数の選択行動に関して、報告利益の管理行動等の視点から分析する。報告利益の管理行動等における様々な視点から分析することをもって、これらの視点からの会計方針選択行動の可能性を探るとともに、これらの視点からでは説明できない部分については、横並び選択行動および会計理論の遵守行動の可能性が存在することを示唆することを目的とする。

第1節 仮説の設定

サンプル企業全社（1,245社）を分析対象として、以下の仮説を設定し検定する。

仮説：低い利益を計上している企業は、長い償却年数を選択する傾向にある。

数理計算上の差異の償却額は、会計基準変更時差異の償却額とは異なり、常に営業損益として計上されるため、分析対象とする利益は、①営業利益、②経常利益、および、③税金等調整前当期純利益とする。前述したように、数理計算上の差異の償却額は、常に営業損益に計上さ

れることから、①～③の利益が影響を受けることになる。経営者は数理計算上の差異の償却額計上前の利益の大小によって、報告利益の管理行動に関する意思決定を行うと考えられる。このため、数理計算上の差異の償却額計上前の利益を分析対象とする。そして、償却額計上前の利益の相対的な大小は、数理計算上の差異発生額によって測定するのが妥当である。このため、償却額計上前の利益を数理計算上の差異発生額でデフレートした財務指標を分析対象として採用することが妥当である。このため、分析対象とする利益を、 Z_1' ：「数理計算上の差異償却額計上前営業利益／数理計算上の差異発生額」、 Z_2' ：「数理計算上の差異償却額計上前経常利益／数理計算上の差異発生額」、および、 Z_3' ：「数理計算上の差異償却額計上前税金等調整前当期純利益／数理計算上の差異発生額」と定義する。

なお、償却年数ではなく、償却費計上額について分析するアプローチも考えられる。しかし、償却費計上額＝数理計算上の差異発生額／償却年数であるため、償却年数と償却費計上額は、数理計算上の差異発生額を介した1対1の写像である。つまり、本章での分析は、償却年数を対象とすることと償却費計上額を対象とすることは同義である。したがって、本論文の趣旨は償却年数の選択行動の分析であるため、本論文の分析では償却年数を対象とするアプローチを採用する⁽⁷⁾。

第2節 実証分析

分析結果の特筆すべき事節は、以下の【図表5】が示すように、償却年数と分析対象とする報告利益 ($Z_1' \sim Z_3'$) の相関係数が非常に低いことである。

【図表5：償却年数と分析対象報告利益の相関係数（全企業）】

	Z_1'	Z_2'	Z_3'
相関係数	-0.0952	-0.0967	-0.1099
T値(p値)	-3.3707(0.0008) ***	-3.4248(0.0006) ***	-3.8998(0.0000(>0)) ***

*** 1%水準で有意

ただし、全ての相関係数は、符号が負であり仮説と整合している。また、全ての分析結果が、1%水準で有意であるという検定結果が得られた。しかし、前述したように、この検定の帰無仮説が「相関係数は0である。」ということを考えると、有意であるという結果が得られやすい検定である。つまり、一定水準以上（一般的に絶対値0.4以上）の相関係数が得られない限り、仮説を採択することはできないのである。

以上から、本章の仮説を棄却する。すなわち、サンプル企業全社を対象とした償却年数の選択行動において、本章における報告利益の管理行動の視点から、低い利益を計上している企業は、長い償却年数を選択する傾向にあることは観察されないと結論付ける。

第9章 キリの良くない償却年数を選択した企業に関する報告利益の管理行動

本章では、1年、5年、10年、15および20年以外の償却年数を選択した、すなわち、キリの良くない償却年数を選択した企業を対象として、報告利益の管理行動の視点からの分析を行う。

⁽⁸⁾ 償却年数ではなく償却費計上額を対象として、本論文における分析も行ってみたが、当然に、本論文と同様の分析結果が得られた。

つまり、将来の不確実性の中で償却年数選択の意思決定を行うが、取えてキリの良くない償却年数を選択した企業は、報告利益の管理行動のために当該意思決定を行ったか否かを分析する。

第1節 仮説の設定および実証分析

キリの良くない償却年数を選択した企業（【図表2】より、1,245社中、255社）のみを分析対象として、以下の仮説を設定して検定する。

仮説：低い利益を計上している企業は、長い償却年数を選択する傾向にある。

キリの良くない償却年数を選択した企業を対象として分析結果の特筆すべき事節は、以下の【図表6】が示すように、償却年数と分析対象とする報告利益（ Z_1' ～ Z_3' ）の相関係数が非常に低いことである。

【図表6：償却年数と分析対象報告利益の相関係数（キリの良くない償却年数選択企業）】

	Z_1'	Z_2'	Z_3'
相関係数	-0.1205	-0.0920	-0.1282
T値(p値)	-2.0732(0.0471)*	-2.758(0.0304)	-2.2232(0.0346)**

**5%水準で有意 *10%水準で有意

ただし、全ての相関係数は、符号が負であり仮説と整合している。また、 Z_1' および Z_3' の分析結果が、それぞれ、10%水準および5%水準で有意であるという検定結果が得られた。しかし、前述したように、この検定の帰無仮説が「相関係数は0である。」ということを考えて、有意であるという結果が得られやすい検定である。つまり、一定水準以上(一般的に絶対値0.4以上)の相関係数が得られない限り、仮説を採択することはできないのである。

以上から、本章の仮説を棄却する。すなわち、キリの良くない償却年数を選択した企業を対象とした償却年数の選択行動において、本章における報告利益の管理行動の視点から、高い利益を計上している企業は、短い償却年数を選択する傾向にあることは観察されないと結論付ける。また、サンプル企業全社を対象とした分析結果と比較しても、両者の違いは特に存在しない。

第10章 5年以内償却年数選択企業における利益平準化およびビック・バス

本章では、数理計算上の差異の償却年数の選択行動に関して、利益平準化仮説およびビック・バスの視点からの分析を行う。

後述するように、当該分析は、相対的に多額の費用を計上する企業を対象とする必要がある。このため、早期償却企業を分析対象とするが、会計基準変更時差異の償却年数が5年以内の場合にその償却額が特別損益に計上される規定を準用して、5年以内の償却年数を選択した企業（【図表2】より、1,245社中、307社）を、早期償却企業として定義し分析対象とする。

第1節 利益平準化仮説およびビック・バス仮説

5年以内の償却年数を選択した企業は、相対的に多額の営業費用（最終的には特別損失となる。）を計上することになる。このため、5年以内の償却年数を選択した企業の会計方針選択行動を、税金等調整前当期純利益に対する、利益平準化およびビック・バスの視点から説明できるかどうかを検証する。つまり、本章では報告利益の管理行動を「利益平準化」および「ビッ

ク・バス」と定義して、分析を行う。ここで、利益平準化とは、非常に業績が良い場合により多くの損失を計上することによって、期間利益の変動を抑える報告利益の管理行動である。これに対して、ビック・バスとは、非常に業績が悪い場合により多くの損失を計上することによって、次期以降の業績急回復を演出する報告利益の管理行動である。

本章では、利益平準化およびビック・バスの視点から数理計算上の差異の償却年数を分析するにあたって、Riedl (2004) の方法論を参考にする。Riedl (2004) では、減損損失計上前の税金等調整前当期純利益が大幅に増益となる企業、および、大幅に減益になる企業について、それぞれ、利益平準化およびビック・バスが観察されることを実証している。この際、大幅か否かを判断する基準として、増益分または減益分のそれぞれにおける中央値を採用している。

これに対して、本章では、数理計算上の差異償却額計上前の税金等調整前当期純利益が大幅に利益である企業、および、税金等調整前当期純損失が大幅に損失である企業について、それぞれ、利益平準化およびビック・バスが観察されるか否かの視点から分析する。ただし、「大幅な」利益または損失というのは相対的概念であるため、企業規模を考慮する必要がある。このデフレーターとして、これまでの分析と同様に、企業規模の代理変数としての売上高を用いることにする。このため、大幅な利益か損失か否かを判断する基準として、「数理計算上の差異償却額計上前税金等調整前当期純利益／売上高」または「数理計算上の差異償却額計上前税金等調整前当期純損失／売上高」のそれぞれにおける中央値を採用する。

【図表7：大幅な利益および大幅な損失の定義】

数理計算上の差異償却額計上前税金等調整前当期純損失／売上高		0	数理計算上の差異償却額計上前税金等調整前当期純利益／売上高	
中央値			中央値	
大幅な損失	損失	利益	大幅な利益	

以上から、5年以内の償却年数を選択した企業について、以下の2つの仮説を設定する。

利益平準化仮説：大幅な税金等調整前当期純利益の企業は、償却年数がより短い。

ビック・バス仮説：大幅な税金等調整前当期純損失の企業は、償却年数がより短い。

第2節 リサーチ・デザイン

以下の【図表8】～【図表10】に示すように、「数理計算上の差異償却額計上前税金等調整前当期純利益（損失）／売上高」の中央値を基準として、大幅な利益もしくは損失を出している企業とそれ以外の企業に区分した。これを受けて、利益平準化仮説およびビック・バス仮説について、大幅な利益もしくは損失を出している企業の数理計算上の差異の償却年数が、それぞれ、それ以外の企業の償却年数よりも有意に短いのか否かを検定する。

【図表8：数理計算上の差異償却額計上前税金等調整前当期純利益（損失）／売上高】

	数理計算上の差異償却額計上前税金等調整前当期純利益／売上高	数理計算上の差異償却額計上前税金等調整前当期純損失／売上高	サンプル企業全社
企業数	262	45	307
平均	0.0776	-0.1265	0.0477
中央値	0.0479	-0.0470	0.0388
第1四分位	0.0158	-0.0897	0.0106
第3四分位	0.0772	-0.0236	0.0723
標準偏差	0.0919	0.4006	0.1884
分散	0.0084	0.1605	0.0355
歪度	3.0047	-6.2213	-9.8020
尖度	12.9264	40.2619	146.0889

【図表9：数理計算上の差異償却額計上前税金等調整前当期純利益／売上高】

	大幅な利益	大幅な利益ではない	サンプル企業全社
企業数	131	131	262
平均	0.1322	0.0230	0.0776
中央値	0.0758	0.0227	0.0491
第1四分位	0.0688	0.0133	0.0271
第3四分位	0.1373	0.0371	0.0883
標準偏差	0.1038	0.0131	0.0919
分散	0.0108	0.0002	0.0084
歪度	2.6402	0.1670	3.0047
尖度	9.4138	-1.1323	12.9264

【図表10：数理計算上の差異償却額計上前税金等調整前当期純損失／売上高】

	大幅な損失	大幅な損失ではない	サンプル企業全社
企業数	22	23	45
平均	-0.2407	-0.0172	-0.1265
中央値	-0.0884	-0.0132	-0.0470
第1四分位	-0.1472	-0.0276	-0.0826
第3四分位	-0.0552	-0.0069	-0.0123
標準偏差	0.5561	0.0130	0.4006
分散	0.3093	0.0002	0.1605
歪度	-4.4419	-0.7222	-6.2213
尖度	20.2456	-0.0075	40.2619

第3節 利益平準化仮説の検定

「会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純利益」企業の選択した償却年数の諸統計数値は、以下の【図表11】の通りである。

【図表11：「数理計算上の差異償却額計上前税金等調整前当期純利益」企業の償却年数】

	大幅な利益	大幅な利益ではない	サンプル 企業全社
企業数	131	131	262
平均	3.9008	4.2519	4.5406
中央値	5	5	5
最頻値	5	5	5
標準偏差	1.6818	1.5107	1.6052
分散	2.8285	2.2822	2.5765
歪度	-1.0237	-1.6343	-1.2903
尖度	-0.7951	0.7997	-0.1903

【図表11】から、大幅な利益を出している企業の方が、それ以外の企業に比べて、償却年数の平均値が短い。

したがって、平均値の差に有意性があるか否かを検定する。母平均の差の検定を行う前に、母分散の比の検定：F値（片側検定）を行う。

【図表12：母分散の比の検定（利益平準化）】

	数理計算上の差異の償却年数
F 値	0.8069**

**5%水準で有意

このため、等分散性の仮定をおくことができない。したがって、母平均の差の検定として、ウェルチのt検定（片側検定）を行う。

【図表13：母平均の差の検定（利益平準化）】

	数理計算上の差異の償却年数
t 値	1.7778*

*10%水準で有意

以上の結果から、償却年数の平均値については、大幅な利益を出している企業の方が、それ以外の企業に比べて、有意に短いという結論が導かれた。したがって、本章における利益平準化仮説は支持される。

第4節 ビック・バス仮説の検定

「会計基準変更時差異償却額計上前税金等調整前当期純損失」企業の選択した償却年数の諸統計数値は、以下の【図表14】の通りである。

【図表14：「数理計算上の差異償却額計上前税金等調整前当期純損失」企業の償却年数】

	大幅な損失	大幅な損失ではない	サンプル 企業全社
企業数	22	23	45
平均	4.0909	4.6523	4.3778
中央値	5	5	5
最頻値	5	5	5
標準偏差	1.6009	1.1524	1.4027
分散	2.5628	1.3281	1.9677
歪度	-1.3878	-3.1404	-1.9608
尖度	0.1761	8.6054	2.1248

【図表14】から、大幅な損失を出している企業の方が、それ以外の企業に比べて、償却年数の平均値が短い。

したがって、平均値の差に有意性があるか否かを検定する。母平均の差の検定を行う前に、母分散の比の検定：F値（片側検定）を行う。

【図表15：母分散の比の検定（ビック・パス）】

	数理計算上の差異の償却年数
F 値	1.9297

5%水準で有意ではない。

このため、等分散性の仮定をおくことができる。したがって、母平均の差の検定として、t検定（片側検定）を行う。

【図表16：母平均の差の検定（ビック・パス）】

	数理計算上の差異の償却年数
t 値	1.3544

10%水準でも有意ではない。

以上の結果から、償却年数の平均値については、大幅な損失を出している企業の方が、それ以外の企業に比べて、有意に短いという結論が導かれなかった。したがって、本章におけるビック・パス仮説は棄却される。

本章のこれまでの分析の結果をまとめると、利益平準化は観察されたが、ビック・パスは観察されなかった。つまり、5年以内の償却年数を選択した企業の償却年数選択行動は、ある一部の視点からのみ、報告利益の管理行動の可能性が示唆されたと考えられる。

なお、本章の分析は償却年数の平均値の差を分析したものであるが、4つの全てのカテゴリー（「大幅な利益」、「大幅な利益ではない」、「大幅な損失」および「大幅な損失ではない」）の償却年数の中央値および最頻値が5（年）であった。すなわち、そのほとんどを占める5年償却企業（約74%；307社中、228社）は、全てのカテゴリーにまんべんなく含まれていることが示されている。このため、ある一部の視点からの報告利益の管理行動の可能性が示されるとともに、報告利益の管理行動では説明できない部分については、横並び選択行動および会計理論の

遵守行動の可能性が存在することを示唆する分析結果が得られたと考えられる。

第11章 償却年数選択に関する貸借対照表アプローチ

本章では、数理計算上の差異の償却年数の選択行動に関して、貸借対照表アプローチの視点からの分析を行う。なお、本章では貸借対照表アプローチを、経営者は負債をより小さく計上するインセンティブを有していると定義する。

第1節 仮説の設定および実証分析

貸借対照表アプローチの視点からの分析を行うためには、数理計算上の差異発生額の相対的な大小を考慮する必要がある、数理計算上の差異発生額をデフレートした財務指標を分析対象として採用することが妥当である。このため、総資産および負債によって数理計算上の差異発生額をデフレートした2つの財務指標を分析対象とする。したがって、分析対象とする財務指標を、 K_1' ：「数理計算上の差異発生額／総資産」および、 K_2' ：「数理計算上の差異発生額／負債」と定義する。

なお、本章では、以下の仮説を設定し検定する。

仮説：数理計算上の差異発生額が大きい企業は、長い償却年数を選択する傾向にある。

そして、サンプル企業全社を対象とした分析結果の特筆すべき事節は、以下の【図表17】が示すように、償却年数と分析対象とする財務指標 (K_1' および K_2') の相関係数が低いことである。

【図表17：償却年数と分析対象財務指標の相関係数（サンプル企業全社）】

	K_1'	K_2'
相関係数	-0.1293	-0.1059
T値(p値)	-4.5983(0.0000(>0)) ***	-3.7554(0.0002) ***

*** 1%水準で有意

さらに、全ての相関係数は、符号が負であり仮説と整合していない。また、全ての分析結果が1%水準で有意であるという検定結果が得られた。しかし、前述したように、この検定の帰無仮説が「相関係数は0である。」ということと考ええると、有意であるという結果が得られやすい検定である。つまり、一定水準以上（一般的に絶対値0.4以上）の相関係数が得られない限り、仮説を採択することはできないのである。

以上から、サンプル企業全社を分析対象にした場合は、貸借対照表アプローチの視点からは償却年数の選択行動を行っていない可能性があるという結果が得られた。

第12章 キリの良くない償却年数を選択した企業に関する貸借対照表アプローチ

本章では、第9章と同様に、1年、5年、10年、15および20年以外の償却年数を選択した、すなわち、キリの良くない償却年数を選択した企業を対象として、貸借対照表アプローチの視点からの分析を行う。つまり、将来の不確実性の中で償却年数選択の意思決定を行うが、敢えてキリの良くない償却年数を選択した企業は、貸借対照表アプローチに従って当該意思決定を行ったか否かを分析する。

第1節 実証分析

キリの良くない償却年数を選択した企業を対象とした分析結果の特筆すべき事節は、以下の【図表18】が示すように、償却年数と分析対象とする財務指標 (K_1' および K_2') の相関係数が低いことである。

【図表18：償却年数と分析対象財務指標の相関係数（キリの良くない償却年数選択全企業）】

	K_1'	K_2'
相関係数	-0.2379	-0.2354
T 値(p 値)	-3.8961(0.0001) ***	-3.8520(0.0001) ***

*** 1%水準で有意

さらに、全ての相関係数は、符号が負であり仮説と整合していない。また、全ての分析結果が1%水準で有意であるという検定結果が得られた。しかし、前述したように、この検定の帰無仮説が「相関係数は0である。」ということを考えると、有意であるという結果が得られやすい検定である。つまり、一定水準以上（一般的に絶対値0.4以上）の相関係数が得られない限り、仮説を採択することはできないのである。

以上から、キリの良くない償却年数を選択した企業を分析対象にした場合は、貸借対照表アプローチの視点からは償却年数の選択行動を行っていない可能性があるという結果が得られた。

以上の第11章および第12章の結果から、サンプル企業全社（もしくは、キリの良くない償却年数を選択した企業）を分析対象とした場合は、貸借対照表アプローチの視点から償却年数の選択行動の可能性が観察されなかったと考えられる。また、相関係数が非常に低いばかりではなく、むしろ、逆相関であった。

このため、貸借対照表アプローチでは説明できない部分については、横並び選択行動および会計理論の遵守行動の可能性が存在することを示唆する分析結果が得られたと考えられる。

第13章 償却年数の変更

償却年数の変更に関しては、日本公認会計士協会（2002）で認められた場合にのみ、その変更が認められるが、ただし、原則として、その変更は許容されていない（日本公認会計士協会2006）。本章では、サンプル企業全社について、退職給付会計基準の適用初年度から適用4年目における償却年数の変更を分析する。

償却年数の変更は、適用2年目～適用3年目および適用3年目～適用4年目では観察されなかった。適用初年度～適用2年目だけに観察され、変更企業の全社が、償却年数を短縮している。適用初年度～適用2年目における償却年数の変更は、以下の【図表19】および【図表20】に示している。

【図表19：適用初年度～適用2年目における償却年数変更】

適用初年度 償却年数	適用2年目 償却年数	短縮年数
10	1	-9
10	1	-9
10	1	-9
10	1	-9
10	1	-9
12	5	-7
16	10	-6
16	10	-6
15	11	-4
14	10	-4
10	6	-4
5	1	-4
5	1	-4
20	17	-3
16	13	-3
15	12	-3
15	12	-3
15	12	-3
13	10	-3
10	7	-3
18	16	-2
18	16	-2
17	15	-2
15	13	-2
15	13	-2
15	13	-2
15	13	-2
15	13	-2
15	13	-2
14	12	-2
14	12	-2
12	10	-2
10	8	-2
9	7	-2
17	16	-1
17	16	-1
16	15	-1
16	15	-1
15	14	-1
15	14	-1
15	14	-1
15	14	-1
14	13	-1
14	13	-1
14	13	-1
14	13	-1
14	13	-1
14	13	-1
13	12	-1
12	11	-1
12	11	-1
12	11	-1
11	10	-1
10	9	-1
10	9	-1
17.5	17	-0.5
合計：56社(4.34%)		
平均		
13.5268	10.7500	-2.7768

【図表20：適用初年度～適用2年目における償却年数変更サマリー】

短縮年数	企業数	一括償却への変更
9	5	内5社
7	1	
6	2	
4	5	内2社
3	7	
2	15	
1	20	
0.5	1	
合計	56	合計7社

以上の結果から、償却年数の変更に関しても、早期償却の選択傾向が強いと考えられる。このため、前述したように、早期償却することを会計理論の遵守行動と定義する観点からは、このような償却年数の変更が、結果として、会計理論の遵守行動の傾向を示唆していると、解釈できる。

また、前述したように、日本公認会計士協会（2002）および日本公認会計士協会（2006）は、償却年数の変更を原則として認めていない。したがって、サンプル企業全社1,245社のうち、56社（約4%）しか償却年数を変更しておらず、かつ、償却年数の変更は、適用2年目～適用3年目および適用3年目～適用4年目では観察されなかったことから、会計基準を遵守している企業が非常に多いと考えられる。

第14章 会計基準変更時差異の償却年数との関係

本章では、数理計算上の差異の早期償却傾向が強い企業ほど、会計基準変更時差異の早期償却傾向も強いのか否かを分析する。このため、本論文のサンプル企業全社について、数理計算上の差異の償却年数と会計基準変更時差異の償却年数（野坂2015）の相関係数を求めたところ、その値は約0.1911であった。つまり、両者の相関関係は非常に低いという結果が得られた。

この理由として、野坂（2015）で分析したように、当該サンプル企業1,245社のうち592社（約48%）が、会計基準変更時差異を一括償却していることが挙げられる。つまり、数理計算上の差異と会計基準変更時差異の償却年数と比較すれば、前者は早期償却が多いのに対して、後者は早期償却でも一括償却が多い。この違いは、数理計算上の差異の将来発生額の不確定性にあると考えられる。つまり、会計基準変更時差異はその償却額が将来も確定しているのに対して、数理計算上の差異は不確定の金額が将来も発生し続けるため、その償却額およびその与える将来の影響が不確定であることから、とりあえず償却年数を選択しなければならないのである。したがって、この不確実な将来の影響を緩和するために一括償却ではなく、償却年数が複数年である早期償却を選択する企業が多いと考えられる。

また、数理計算上の差異と会計基準変更時差異はその性質が異なることから、その償却年数の意思決定を連動させることなく、別個に行うことは、当然のことであると考えられる。

第15章 結論

本論文では、数理計算上の差異の償却年数に関する会計方針選択行動が裁量的選択行動であることを示した。そして、サンプル企業の償却年数の選択行動の実態を踏まえて、実務事例および経験的考察に基づき、横並び選択行動の可能性を示した。また、会計理論のレビューおよ

び経験的考察に基づき、会計理論の遵守行動の可能性を示した。

さらに、報告利益の管理行動および貸借対照表アプローチの様々な視点から分析することをもって、当該視点からでは説明できない部分については、横並び選択行動および会計理論の遵守行動の可能性が存在することを示唆した。

ただし、本論文では、横並び選択行動および会計理論の遵守行動であることの結論付けについて、本論文の選択実態の実証分析に基づいているが、実務事例および経験的考察などにその多くを依存している。また、報告利益の管理行動および貸借対照表アプローチでは説明できない部分が存在することをもって結論を担保するという、いわば消極的なアプローチによっている。このため、横並び選択行動および会計理論の遵守行動であることを導くために、積極的なアプローチによって実証するという方法論が必要である。

さらに、報告利益の管理行動および貸借対照表アプローチの視点から分析するにあたっては、将来の不確定性の中で適用初年度の財務指標によって選択行動が影響を受けるという前提を置いているが、経営者は中長期的な観点から選択行動を行っている可能性も存在する。このため、中長期的な視点からも報告利益の管理行動および貸借対照表アプローチを分析する必要がある。

このように、本論文では、一定の成果たる結論を導出したのであるが、同時に一定の限界も存在し、また、今後の課題も露出したのである。

【参考文献】

- Clement, Michael B. and Senyo Y. Tse. 2005. Financial Analyst Characteristics and Herding Behavior in Forecasting. *The Journal of Finance* 60(1): 307-341.
- Cole, V., Branson, J. and Breesch, D. 2011. Determinants Influencing the De Facto Comparability of European IFRS Financial Statements. *Working Paper*. Vrije Universiteit Brussel.
- Financial Accounting Standards Board. 1985. *Employers' Accounting for Pensions*. Statement on Financial Accounting Standards No.87. FASB.
- International Accounting Standards Board. revised 2011. *Employee Benefits*, International Accounting Standard No.19 (IAS19 Rev.). International Financial Reporting Standard. IASB.
- 泉本小夜子. 2000. 「退職給付会計の論点③ 割引率、許されない恣意的な決定」年金情報249: 10-11.
- Kin, Kenneth A. and John R. Nofsinger. 2005. Institution herding, Business group, and Economic Regimes: Evidence from Japan. *The Journal of Business* 78(1): 213-242.
- Mark, Lang and Russell Lundholm. 1993. Cross-Sectional Determinants of Analyst Ratings of Corporate Disclosure. *Journal of Accounting Research* 31(2): 246-271.
- 松島憲之. 2004. 「リサーチ・アナリストによるディスクロージャー優良企業選定」第10回選定結果紹介および記念品贈呈」証券アナリストジャーナル42(12): 7-12.
- Morais, A.I. 2008. Actual Gains and Losses: the Choice of the Accounting Method. *Accounting in Europe* 5: 127-139.
- 日本公認会計士協会. 2002. 「退職給付会計における未認識項目の費用処理年数の変更について」リサーチ・センター審理情報 No. 18.
- 日本公認会計士協会. 2005a. 「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」会計制度委員会報告書第13号.
- 日本公認会計士協会. 2005b. 「退職給付会計に関する Q&A」
- 日本公認会計士協会. 2006. 「退職給付会計における未認識数理計算上の差異の費用処理年数の変更について」審査・倫理・相談課ニュース [No. 1].
- 野坂和夫. 2006. 「退職給付会計における割引率の会計方針選択行動—裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動—」管理会計学15(1): 57-70. 日本管理会計学会.
- 野坂和夫. 2008. 「退職給付会計における期待運用収益率の会計方針選択行動—裁量的選択行動、横並び選択行動および水準適正化選択行動—」会計・監査ジャーナル20(10): 107-115. 日本公認会計士協会.

- 野坂和夫. 2015. 「退職給付会計における会計基準変更時差異の償却に関する会計方針選択行動」名古屋商科大学論集60(1): 141-176. 名古屋商科大学.
- 野坂和夫. 2016. 「退職給付会計の過去勤務債務の償却に関する経営者行動と会計方針選択行動—退職給付制度の改定と償却年数の選択—」早稲田商學446: 321-356. 早稲田大学商学同攻会.
- 大日方隆. 1999. 「年金割引率の選択と市場の評価」*CIRJE Discussion Paper Series CIRJE-J-19*. 東京大学日本経済国際共同センター.
- Obinata, Takashi. 2000. Choice of Pension Discount Rate in Financial Accounting and Stock Prices. 経済学論集. 66(3): 82-122. 東京大学経済学会.
- 奥村雅史. 2005. 「退職給付債務に関する裁量的情報開示—割引率の選択と株価の関係—」早稲田商学404: 27-49. 早稲田大学商学同攻会.
- 乙政正太・音川和久. 2004. 「退職給付会計基準と研究開発投資」須田一幸編著『会計制度改革の実証分析』第2章§1. 52-65. 白桃書房.
- Palepu, Krishna G., Paul M. Healy and Victor L. Bernard. 2001. *Business Analysis and Valuation: Using Financial Statements Second Edition*. Cengage Learning. 齊藤静樹監訳. 2001. 『企業分析入門【第2版】』東京大学出版会.
- Riedl, Edward D. 2004. An Examination of Long-Lived Asset Impairments. *The Accounting Review* 79(3): 823-852.
- 労務行政研究所. 2005. 『2005年版 全国主要企業の実態調査資料 退職金・年金事情』労務行政研究所.
- Welch, Ivo. 2000. Herding among security analysts. *Journal of Financial Economics* 58(3): 369-396.

